

住宅性能評価の評価料金の概要

一般財団法人 茨城県建築センター
令和3年4月1日

別表第1 設計住宅性能評価の評価料金

単位:円(10%税込)

	(イ)床面積の合計		(ロ)必須4分野のみについて評価する場合の額	(ハ)必須4分野以外の分野について評価する場合(ロ)に加算する額
	100㎡以内	100㎡超 200㎡以内		
一戸建て	100㎡以内	29,700	4,400	
	100㎡超 200㎡以内	33,000		
	200㎡超 500㎡以内	36,300		
	500㎡超	52,800		
共同住宅等	200㎡以内	28,600 + M × 12,100	+ M × 4,400 ※3	
	200㎡超 500㎡以内	47,300 + M × 12,100		
	500㎡超 1,000㎡以内	53,900 + M × 12,100		
	1,000㎡超 2,000㎡以内	63,800 + M × 12,100		
	2,000㎡超 内	126,500 + M × 6,600		
	10,000㎡超 内	369,300 + M × 6,600		
	50,000㎡超	838,200 + M × 6,600		
	50,000㎡超	838,200 + M × 6,600		

M:評価対象戸数
N:現場検査を行う回数(現場検査を書類等による審査にて省略する場合を含む)
※1 共同住宅等に「音環境に関する事項」を評価する場合はM×8,800とする。ただし、必須4分野以外の分野が「音環境に関する事項」のみ場合はM×4,400とする。

別表第6 建築基準法に基づく確認、検査をともに申請する場合の評価料金の減額

単位:円(10%税込)

	(イ)床面積の合計		(ロ)設計住宅性能評価の評価料金から減する額	(ハ)建設住宅性能評価の評価料金から減する額
	100㎡以内	100㎡超 200㎡以内		
一戸建て	100㎡以内	2,200	2,200	3,300
	100㎡超 200㎡以内	3,300		
	200㎡超 500㎡以内	4,400		
	500㎡超	5,500		
共同住宅等	200㎡以内	5,500	5,500	9,900
	200㎡超 500㎡以内	6,600		
	500㎡超 1,000㎡以内	7,700		
	1,000㎡超 2,000㎡以内	8,800		
	2,000㎡超 内	11,000		
	10,000㎡超 内	20,900		
	50,000㎡超	31,900		
	50,000㎡超	31,900		

別表第2 建設住宅性能評価(新築住宅に限る)の評価料金

単位:円(10%税込)

	(イ)床面積の合計		(ロ)必須4分野のみについて評価する場合の額	(ハ)必須4分野以外の分野について評価する場合(ロ)に加算する額
	100㎡以内	100㎡超 200㎡以内		
一戸建て	100㎡以内	84,700	4,400	
	100㎡超 200㎡以内	94,600		
	200㎡超 500㎡以内	113,300		
	500㎡超	176,000		
共同住宅等	200㎡以内	N × 24,200 + M × 13,200	+ M × 4,400 ※1	
	200㎡超 500㎡以内	N × 31,900 + M × 13,200		
	500㎡超 1,000㎡以内	N × 40,700 + M × 13,200		
	1,000㎡超 2,000㎡以内	N × 49,500 + M × 13,200		
	2,000㎡超 内	N × 188,100 + M × 11,000		
	10,000㎡超 内	N × 366,300 + M × 11,000		
	50,000㎡超	N × 733,700 + M × 11,000		
	50,000㎡超	N × 733,700 + M × 11,000		

M:評価対象戸数
N:現場検査を行う回数(現場検査を書類等による審査にて省略する場合を含む)
※1 共同住宅等に「音環境に関する事項」を評価する場合はM×8,800とする。ただし、必須4分野以外の分野が「音環境に関する事項」のみ場合はM×4,400とする。

別表第7 住戸の仕様が同一仕様等で同一評価の共同住宅等の評価料金の減額

単位:円(10%税込)

設計住宅性能評価等の評価料金から減する額	m × 3,300
m:同一仕様で同一評価の住戸の戸数	

別表第8 住棟の仕様が同一仕様等で同一評価の共同住宅等の評価料金の減額

単位:円(10%税込)

設計住宅性能評価等の評価料金から減する額	M × 3,300
M:住棟の仕様が同一仕様等である住棟の戸数	

別表第3 他者が設計住宅性能評価を行った場合の建設住宅性能評価の評価料金の加算額

単位:円(10%税込)

	(イ)床面積の合計		(ロ)必須4分野のみについて評価する場合の加算額	(ハ)必須4分野以外の分野について評価する場合(ロ)に加算する額
	100㎡以内	100㎡超 200㎡以内		
一戸建て	100㎡以内	9,900	4,400	
	100㎡超 200㎡以内	11,000		
	200㎡超 500㎡以内	19,900		
	500㎡超	29,700		
共同住宅等	200㎡以内	13,200 + M × 5,500	+ M × 4,400 ※1	
	200㎡超 500㎡以内	26,400 + M × 5,500		
	500㎡超 1,000㎡以内	35,200 + M × 5,500		
	1,000㎡超 2,000㎡以内	46,200 + M × 5,500		
	2,000㎡超 内	115,500 + M × 5,500		
	10,000㎡超 内	209,000 + M × 5,500		
	50,000㎡超	419,100 + M × 5,500		
	50,000㎡超	419,100 + M × 5,500		

M:評価対象戸数
※1 共同住宅等に「音環境に関する事項」を評価する場合はM×8,800とする。ただし、必須4分野以外の分野が「音環境に関する事項」のみ場合はM×4,400とする。

別表第9 電子情報処理組織により作成した磁気ディスクを添付した住宅性能評価の評価料金の減額

単位:円(10%税込)

(イ)区分	(ロ)設計住宅性能評価の評価料金から減する額
一戸建ての住宅	4,400
共同住宅等	4,400 + M × 2,200
M:評価対象住戸数	

別表第10 あらかじめ理事長が定める日又は期間内に住宅性能評価を行った場合の評価料金に乘する係

(イ)区分	(ロ)設計住宅性能評価の評価料金に乘する係数	(ハ)建設住宅性能評価の評価料金に乘する係数
一戸建て住宅	0.95 + 0.05 × 0.95 + 0.90 × 0.75 + 0.70	0.95 + 0.05 × 0.95 + 0.90 × 0.75 + 0.70
共同住宅等	0.95 + 0.90 × 0.95 + 0.80 × 0.75 + 0.70	0.95 + 0.90 × 0.95 + 0.80 × 0.75 + 0.70

理事長は、理事長が定める日又は期間、理事長が定める項目、理事長が定める係数を、あらかじめ定めることができるものとする。

別表第4 室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の評価料金の加算額

単位:円(10%税込)

	(イ)測定を行う化学物質		(ロ)建設住宅性能評価の評価料金の加算額
	ホルムアルデヒドのみについて測定する場合	ホルムアルデヒド及びVOCについて測定する場合	
一戸建ての住	ホルムアルデヒドのみについて測定する場合		31,900
	ホルムアルデヒド及びVOCについて測定する場合		41,800
共同住宅等	ホルムアルデヒドのみについて測定する場合	m × 12,100 + (z p - 1) × 20,900	
	ホルムアルデヒド及びVOCについて測定する場合	m × 23,100 + (z p - 1) × 20,900	

m:室内空気中の化学物質の濃度等の測定戸数 p:m÷20の整数(小数点以下は切り上げる)

- 注意 1. 測定の方法は、簡易測定機器(測定サンブラーによるパッシブ採取方式)による。
2. 評価方法基準6-3(3)イ③に規定されている窓及び扉の開閉等の測定環境の設定及び維持を、申請者が行うものとする。
3. 新築住宅に係る建設住宅性能評価においては、竣工時の検査と測定を同時に行うものとする。
4. VOCとは、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンをいう。

別表第11 新築住宅に係る建設住宅性能評価の評価料金の返還率

(イ)申請の取り下げを行った時期	(ロ)当該評価料金に乘する率
建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回目の現地検査の前日まで	0.95
第1回目の現地検査を実施した日から第2回目の現地検査の前日まで	0.70
第2回目の現地検査を実施した日から第3回目の現地検査の前日まで	0.45
第3回目の現地検査を実施した日から最終回(竣工時)の現地検査を実施する日の前日まで	0.20
建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回目の現地検査の前日まで	0.95
第1回目の現地検査を実施した日から最終回(竣工時)の現地検査を実施する日の前日まで	1-(J÷N+0.05)

J:評価の取り下げ及び解除の日までにすでに実施した現場検査の回数
N:現場検査を行う回数(現場検査を書類等による審査にて省略する場合を含む)
(注意事項)
※ Nは、現場検査を行う回数ですが、現場検査を書類等による審査にて省略する場合も含まれます。
※ 建設住宅性能評価申請の評価料金には、紛争処理負担金が含まれています。
※ 評価料金は、現金又は振込により戻ります。
※ その他詳細については、(一財)茨城県建築センター評価業務規程に基づきます。

別表第5 住宅型式性能認定又は認証型住宅部分等を含む場合の評価料金の減額

単位:円(10%税込)

	(イ)床面積の合計	設計住宅性能評価の評価料金から減する額		建設住宅性能評価の評価料金から減する額	
		(ア)住宅型式性能認定	(イ)認証型住宅	(ニ)住宅型式性能認定	(イ)認証型住宅
一戸建て	100㎡以内	1,100	2,200	12,100	18,700
	100㎡超 200㎡以内	2,200	3,300	14,300	24,200
	200㎡超 500㎡以内	3,300	4,400	18,700	29,700
	500㎡超	5,500	6,600	11,000	16,500
共同住宅等	200㎡以内	2,200 + M × 1,100	3,300 + M × 1,100	N × 3,300 + M × 1,100	N × 4,400 + M × 1,100
	200㎡超 500㎡以内	5,500 + M × 1,100	8,800 + M × 1,100	N × 6,600 + M × 1,100	N × 8,800 + M × 1,100
	500㎡超 1,000㎡以内	7,700 + M × 1,100	11,000 + M × 1,100	N × 9,900 + M × 1,100	N × 12,100 + M × 1,100
	1,000㎡超 2,000㎡以内	8,800 + M × 1,100	13,200 + M × 1,100	N × 12,100 + M × 1,100	N × 15,400 + M × 1,100
	2,000㎡超 内	34,200 + M × 1,100	27,500 + M × 1,100	N × 22,000 + M × 1,100	N × 28,800 + M × 1,100
	10,000㎡超 内	40,700 + M × 1,100	48,400 + M × 1,100	N × 38,600 + M × 1,100	N × 50,600 + M × 1,100
	50,000㎡超	83,600 + M × 1,100	95,700 + M × 1,100	N × 73,700 + M × 1,100	N × 80,300 + M × 1,100
	50,000㎡超	83,600 + M × 1,100	95,700 + M × 1,100	N × 73,700 + M × 1,100	N × 80,300 + M × 1,100

M:評価対象住戸数
N:現場検査を行う回数(現場検査を書類等による審査にて省略する場合を含む)